

## 原子力損害賠償制度の見直しに関する副大臣等会議(第4回) 議事概要

日 時:平成27年1月22日(木)17:05~17:30

場 所:中央合同庁舎8号館特別中会議室

出席者:世耕内閣官房副長官、高木内閣府副大臣兼経済産業副大臣、宇都外務大臣政務官(城内外務副大臣代理出席)、藤井文部科学副大臣、小里環境副大臣、平内閣府副大臣(オブザーバー参加)

### ○冒頭、世耕内閣官房副長官より発言

- ・ 今回の会議では、第3回会議で条約、関連法案等について臨時国会への提出を了承したCSC(原子力損害の補完的な補償に関する条約)のその後の状況について宇都外務大臣政務官から、第2回会議の最後で私から検討をお願いしていた、CSC以外の原子力損害賠償制度の課題と今後の進め方について、藤井文部科学副大臣から報告いただいた後、議論することとしたい。

### ○宇都外務大臣政務官より資料1に沿って説明

- ・ CSCは先の臨時国会で承認を得ることができた。関係各位の協力に心から感謝する。
- ・ これを受けて、今月15日には、13日の閣議決定を経て、ウィーンの国際原子力機関(IAEA)において、北野在ウィーン国際機関日本政府代表部大使がCSCに署名するとともに、同条約の受諾書を天野IAEA事務局長に寄託した。
- ・ 日本の締結により、CSCの発効要件が満たされ、本年4月15日に同条約が発効することになる。CSCの発効が、原子力事故時の賠償の充実と被害者の迅速かつ公平な救済及び法的予見性の向上に資することが期待される。
- ・ 我が国のCSC締結を受けて、天野IAEA事務局長は、CSCの署名及び受諾書の寄託式において、CSCは、原子力損害賠償責任に関する一つの国際的な制度の構築に向けた更なる重要な前進であるとしつつ、日本政府に祝意を述べるとともに、CSCの発効を楽しみにしている、と述べている。

- ・ また、米国のモニーツ・エネルギー長官はステートメントを発出し、日本の締結は国際的な原子力損害賠償制度の構築に向けた重要な節目であり、原子力事故の迅速な賠償を確保し、また、福島における廃炉対策等の国際協力を促進するものである、と述べている。
- ・ 日本は、2011年の福島第一原発事故の当事国として、国際的な原子力安全の向上のみならず、国際的な原子力損害賠償制度の構築に対しても大きな責任を有していると考えている。
- ・ 今後、アジア地域における原子力損害賠償の枠組み構築にさらに貢献していく考えであり、関係各省の引き続きの協力をお願いしたい。

○藤井文部科学副大臣より資料2に沿って説明

- ・ CSC に関する法整備以外に、昨今の原子力損害賠償制度に係る法律の附則及び国会の附帯決議等において、検討が求められる点として、まず、原子力損害賠償に係る制度に関するものは、原子力事業者の責任の在り方、国・他のステークホルダーの責任の在り方、損害賠償措置額の在り方、原子力損害賠償法第3条第1項ただし書に規定する「異常に巨大な天災地変」の免責事由の在り方がある。
- ・ また、簡易かつ迅速な被害者救済の手続きに関するものは、紛争を迅速かつ適切に解決するための組織の在り方、被害者に対する損害賠償の仮払いの在り方がある。
- ・ さらに、原子力損害賠償に関連するものとして、原子力損害賠償制度を被害者保護、原子力利用の観点でどのように位置づけるか（例えば目的や所管）、事故の収束等に係る国の関与及び責任の在り方がある。
- ・ これらが、今後万が一原子力事故が発生した際の原子力損害賠償の在り方に関する論点の例として考えられるところである。
- ・ 次に、原子力損害賠償制度の見直しに関する今後の進め方について、第2回でも文科省から、「CSC以外の原子力損害賠償制度の見直しに関する課

題については、専門的かつ総合的な観点から検討を行うことが必要であり、有識者の意見を聴くことが有益」であると提案していた。

- ・ 具体的には、有識者会議の形態は、原子力損害賠償法制定時及びこれまでの同法改正時には、原子力委員会において検討を行ってきたこと、原子力委員会は原子力利用に関する重要事項について審議する機関であり、各省の所掌にまたがる総合的な観点から検討を行うことができることを踏まえれば、原子力委員会が適当と考えられる。
- ・ また、原子力委員会が原子力損害賠償制度の見直しについて検討することは、原子力委員会設置法の一部を改正する法律に対する国会の附帯決議でも求められているところ。

#### ○構成員からの意見

(高木内閣府副大臣兼経済産業副大臣)

- ・ 原賠制度は、原子力発電にとって根幹をなす制度の一つ。昨年、総合資源エネルギー調査会の下に設置した原子力小委員会において、原子力の今後の課題について議論されてきたが、その中でも原子力損害賠償制度の在り方についての指摘が多数あった。
- ・ ただ今、文科省から提案のあった有識者会議の設置は、まさに時宜にかなったもの。昨年閣議決定されたエネルギー基本計画上の原子力の位置づけを十分に踏まえて議論が進められていくことを期待。
- ・ 具体的な論点については有識者会議の場で議論されるものと認識しており、立ち入ったコメントは差し控えるが、政権が成長戦略の柱として取り組んでいる電力自由化の下で、原子力事業を取り巻く環境が今後変化していくことが見込まれる点はしっかりと考慮に入れる必要がある。
- ・ このような状況の中でも、責任範囲等の観点から原子力事業者にとって予見可能性が高い制度とすることにより、万が一の場合があっても、事業者による賠償資金が確保される仕組みを維持し、引き続き被災者救済に万全を期していくことが求められる。諸外国の例も参考にしつつ、精力的な検討が進められることを期待したい。

(小里環境副大臣)

- ・ 原子力損害賠償制度の見直しに関して、文科省から紹介のあった論点は、いずれも専門的・技術的要素を多く含むので、原子力委員会の下に有識者会議を設置して検討を行うことは有意義と考える。
- ・ 環境省としては、見直しを行うに当たって、環境汚染が発生した場合の対処が適切になされ、住民の皆さんが不安を抱くことのないような制度にしていく必要があると考える。

○その後、世耕内閣官房副長官より発言

- ・ 今回の議論を踏まえて、CSC以外の原子力損害賠償制度の課題については、有識者会議を設置して専門的かつ総合的な観点から検討を行うことが必要であり、また、原子力損害賠償法制定時及びこれまでの同法改正時には、原子力委員会において検討を行ってきたこと、原子力委員会は原子力利用に関する重要事項について審議する機関であり、各省の所掌にまたがる総合的な観点から検討を行うことができることを踏まえると、原子力委員会に今後の議論を委ねることを本副大臣等会議として要請することとしたいが、よろしいか。

【異議なし、との声】

- ・ それでは、平内閣府副大臣におかれては、この結果を踏まえて原子力委員会と対応について相談いただきたい。

○平内閣府副大臣から発言。

- ・ 要請のあった原子力損害賠償制度の課題の検討については、原子力委員会と相談したいと思う。その際、関係省庁には、原子力委員会に要請される見直しの論点等、必要な事項を説明いただいた上で、原子力委員会の判断を伺いたいと思うので、協力をお願いします。
- ・ 結果として、原子力委員会で検討を行うこととなった場合には、進捗状況に応じて、随時報告したい。

- ・ なお、原子力委員会で検討を行う場合には、文科省、経産省などの関係省庁には、必要な情報の提供をはじめ検討に必要な最大限のサポートをお願いしたい。

○最後に、世耕内閣官房副長官より発言

- ・ 平内閣府副大臣から発言があったとおり、原子力委員会で検討を行うこととなった場合、文科省、経産省は、これまでの制度の運用により得られた知見の提供をはじめ、原子力委員会で検討に必要な最大限のサポートをいただきたい。
- ・ なお、本会議は、今後、万が一原子力事故が発生した際の原子力損害賠償の在り方について検討するものであり、現在進行中の福島賠償に影響を及ぼすものでないことを、改めて確認したい。

以 上